

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年2月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700509 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700238 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所又はC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社（請求期間当時は、E社で適用事業所になっており、昭和 50 年 5 月 8 日にD社に名称変更）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のF事業所又はG事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のH事業所又はI事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月頃から昭和 40 年 5 月、6 月頃まで
② 昭和 40 年 5 月、6 月頃から昭和 41 年 6 月、7 月頃まで
③ 昭和 41 年 12 月 31 日から昭和 42 年 6 月頃まで
④ 昭和 42 年 10 月頃から昭和 46 年 1 月、2 月頃まで
⑤ 昭和 46 年 2 月頃から昭和 49 年 1 月から 3 月頃まで

A事業所に勤務していた請求期間①、B事業所又はC事業所に勤務していた請求期間②、D社に勤務していた期間のうち請求期間③、F事業所又はG事業所に勤務していた請求期間④及びH事業所又はI事業所に勤務していた請求期間⑤における厚生年金保険の加入記録がない。勤務していた期間の写真を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者だったと主張している。

しかしながら、A事業所の所在地を管轄する法務局は、請求期間①当時に当該名称での法人登記は確認できない旨回答している上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となつた記録は確認できず、請求者の主張内容から同事業所は厚生年金保険の非適用事業所であったと推認できる。

また、A事業所の事業主を確認できず、請求者が記憶するJ職であったとするおじとK職であったとする姉はすでに亡くなっている上、同僚4人に対しても所在が確認できず照会することができないことから、請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者は、B事業所又はC事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者だったと主張している。

しかしながら、B事業所又はC事業所の所在地を管轄する法務局は、請求期間②当時に当該名称での法人登記は確認できない旨回答している上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、B事業所又はC事業所が厚生年金保険の適用事業所となつた記録は確認できず、請求者の主張内容から同事業所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたかどうか確認することができない。

また、B事業所又はC事業所の事業主を確認できず、請求者が記憶する同僚一人に対しても所在が確認できず照会することができないことから、請求者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 請求期間③について、請求者は、D社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求期間③当時の事業主は既に亡くなってしまっており、D社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点での事業主に照会したものとの回答を得ることができない上、現在のD社の代表取締役に照会したものの、当時の資料が残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る事業所別被保険者名簿から請求期間③において被保険者期間が確認できる者55人に照会したところ、回答があった36人のうち、請求者を知っていると回答した二人は、請求者の退職日及び雇用形態は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 請求期間④について、請求者は、F事業所又はG事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者だったと主張している。

しかしながら、F事業所又はG事業所の所在地を管轄する法務局は、請求期間④当時に当該名称での法人登記は確認できない旨回答している上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、F事業所又はG事業所が厚生年金保険の適用事業所となつた記録は確認できず、請求者の主張内容から同事業所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたかどうか

確認することができない。

また、F事業所又はG事業所の事業主を確認できず、請求者が記憶する同僚二人に対しても所在が確認できず照会することができないことから、請求者の請求期間④における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

5 請求期間⑤について、請求者は、H事業所又はI事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者だったと主張している。

しかしながら、H事業所又はI事業所の所在地を管轄する法務局は、請求期間⑤当時に当該名称での法人登記は確認できない旨回答している上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、H事業所又はI事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、請求者の主張内容から同事業所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたかどうか確認することができない。

また、H事業所又はI事業所の事業主を確認できず、請求者が記憶する二人に対しても所在が確認できず照会することができないことから、請求者の請求期間⑤における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

6 このほか、請求者の請求期間①から⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。